

## 総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月9日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 濑戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修 尾上 昭則 出射 實 宮本 英美  
由喜門 尊 藤原 由果 石黒 五月 藤原 和正

大森 茂利

欠席委員

宇津木 康文 久山 英之

4. 農地利用最適化推進委員

服部 千敏 時實 乙伊 山崎 徹 佐藤 辰也  
山内 桂三 大森 幹男 福池 正美 山本 祐章

久米 啓之

欠席委員

正富 清人

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔

事務局 藤原 将也

事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進  
計画(案)について

その他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
これより令和7年度瀬戸内市農業委員会、第9回の総会をはじめます。

議長（会長）（あいさつ）

事務局 ありがとうございました。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 宇津木康文 委員、久山 英之 委員、推進委員 正富 清人 委員から欠席届が出ていることを報告します。

それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宮本 英美 委員、大森 茂利 委員よろしくお願ひします。  
まず、第1号議案 農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【1番案件～14番案件について、議案資料に基づき説明】  
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。  
1番案件、2番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時実委員 1番案件の譲受人は、道の通りが細い畑がたくさんあります。もう作れなく、どうにかしたいということで、譲受人にお願いして、話がまとまりました。何も影響はないと思いますので、よろしくお願ひします。  
2番案件の譲渡人は、譲受人と同じ部落であります。譲渡人は東京へ出ておられまして、帰って作る気がないから、譲受人の畑が隣にあり、何とか買ってくれないだろうということで、話がまとまりました。何もないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、3番案件、4番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 3番案件ですけれど、現在耕作しているということで、相手方の意向で、今回申請されました。問題ないと思います。同じく4番案件ですが、現在耕作しているということで、話しがまとまりました。問題ないと思います。

議長 続きまして、5番案件、6番案件について、正富委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局 5番案件と6番案件を事務局の方から説明します。まず5番案件ですが、譲渡人は、兵庫県の方にお住まい、自宅が既に空き家となっていました。その空き家のすぐ西側に今現在譲受人が住まわれており、この度、譲渡人の空き家になっている家と、またその裏にある今回の3条の畑、全てを譲受人が譲渡で取得することによって、譲受人が耕作地として使

うという計画になっております。今現在この畠は、実際は荒廃農地となり、荒れている状態でして、これをすぐ近くに住む譲受人が耕作するということで、農地の利用から見ても、その方が適切ではないかと考えており問題ないと思います。6番案件ですが、譲受人は、市内で50haを超える農業をされており、認定農業者の方でもあります。この度、下山田の農地を取得することについて、問題ないと考えております。

議長

山内委員

続きまして、7番案件について、山内委員より説明をお願いします。

7番案件について説明します。譲渡人は東京都にお住まいですが、譲渡人のお父さんの代からすでに瀬戸内市を離れており、相続で農地を取得されました。管理できないことから、かつてお父さんの実家があった隣の家の譲受人に土地を贈与するもので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

議長

続きまして、8番案件から11番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大森委員

はい、8番案件の説明をいたします。譲渡人は3年以上耕作しておられず、子供さんはおられるのですが、農業する気がなく、譲受人は農地を広げておられますので、それで話がまとまつたものです。9番、10番ですが、譲渡人は東京にお住まいです。それを9番案件、10番案件の譲受人がそれぞれ管理しております。9番案件の譲受人は麦を作つております。10番案件の譲受人は、草刈りは少しづつやっておられます。とうもろこしや稻作をするということでございます。譲渡人と話がまとまつております。それから11番案件ですが、いとこ関係にあります。譲渡人は岡山市の方へ住んでおられますので、管理ができないということです。長年荒れ地となつてゐるのですが、譲受人が贈与し、作つてもらうという話しです。4件とも問題ないと思われますので、審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

続きまして、12番案件、13番案件について福池委員より説明をお願いします。

福池委員

12番案件ですけども、譲渡人が、所有の耕作放棄地の整理を考え、譲受人に購入を依頼し、まとまりました。13番案件ですけども、これは譲渡人が同じように、耕作放棄地の整理を考え、譲受人依頼しまつりました。両案件とも、地域内での所有者移転であり、問題ないと考えます。よろしくお願ひいたします。

議長

山本委員

続きまして、14番案件について大森委員より説明お願ひします。

14番です。これは譲受人の自宅前の農地を、お姉さんから無償で取得するものです。以前から使用しておられまして、地元町内会や役員、周辺からの同意もあることから、特に問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から14番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【1番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時実委員 申請人は、もともとこの土地を持っておりまして、家を建てている分は、奥さんの妹さんが、お借りして建てたところで、去年亡くなられまして、あと、申請人の息子さんが住まわれるということで、綺麗にしていて、コンクリートを打っていたら、一部が宅地になっていなかつたため今回、申請したものです。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【1番案件から3番案件について、議案資料に基づき説明】  
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服部委員 それでは、1番案件の説明をさせていただきます。譲渡人は東京在住で、相続した農地管理ができず、隣地の譲受人に話を持ちかけたところ、譲受人も、露天資材置き場として利用することができるということで、話がまとまりました。申請地の雨水につきましては、直接水路に流入することもなく、生活雑廃水も発生しないので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、2番案件について山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 はい。譲渡人の所有の田地を、同氏が代表取締役を務めている会社、これが建売分譲地6棟として許可申請でございます。同場所は、先ほども言わ祝いましたけれども、JA岡山邑久支所の東、そして県立邑久高校の南西側に位置しており、周囲は住宅地として開発され、交通の便も非常に良く、生活には適している地域でございます。開発案件であり、生活排水も下水に接続ということで、別に問題はないと思われます。審議よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、3番案件について久米委員より説明をお願いします。

久米委員 3番案件についてご説明いたします。譲渡人の土地を、譲受人が、建売分譲住宅として開発したいということでお話をされて、まとめたものと聞いております。周辺も特に宅地があり、一部、裏側に墓地があるということで、その辺のところは営業の方に確認したのですが、丁寧に対応しますということで、私の方としては特別問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から3番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、4頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。  
続きまして、審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和8年1月の通常総会は、1月15日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。  
2月の通常総会は、2月17日火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。  
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和7年度12月の総会を閉会します。  
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年12月9日

議長 藤原和正

署名委員 宮本英美

署名委員 大森茂利